**くらしの情報　暮らしを豊かにする情報が見つかる！**

**国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の賦課内容を見直します**

問い合わせ　税務課国民健康保険税担当　電話 23-5147

**国民健康保険税**

国民健康保険（国保）税は、前年所得による「所得割額」、国保加入者の人数に応じた「均等割額」、加入世帯に対してかかる「平等割額」の3つの項目の合計額です。

■課税限度額

国保税の課税限度額は、106万円（介護保険対象外の世帯は89万円）から、109万円（介護保険対象外の世帯は92万円）に変更します。

■低所得者に係る国保税軽減

軽減対象範囲が変更となります。軽減判定所得は、世帯主と被保険者全員の合計額です。（表1）

※国保に加入していない世帯主の所得を含む。

■表1　国民健康保険税の軽減判定所得額（下線部が変更点）

|  |  |
| --- | --- |
| **軽減割合** | **世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額** |
| 7割 | 43万円＋10万円×（給与所得者等の数-1）を超えない世帯 |
| 5割 | 43万円＋30.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）を超えない世帯 |
| 2割 | 43万円＋56万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）を超えない世帯 |

**後期高齢者医療保険料**

後期高齢者医療保険料（保険料）は、75歳（一定の障がいがあると認定されたときは65歳）以上の人が加入する高齢者の医療制度です。保険料は、一人一人が均等に負担する「均等割額」と前年の所得による「所得割額」の合計額です。（表2）

■保険料の計算方法

均等割額「47,400円」＋所得割額「（前年中の所得－43万円）×9.28パーセント」です。

■課税限度額（下線部が変更点）

保険料の限度額は、80万円に変更となります。

■表2　後期高齢者医療保険料の軽減判定所得額（下線部分が変更点）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **軽減割合** | **世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額** | **軽減後の均等割額** |
| 7割 | 43万円＋10万円×（給与所得者等（※）の数－1）以下の世帯 | 14,220円 |
| 5割 | 43万円＋（30.5万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯 | 23,700円 |
| 2割 | 43万円＋（56万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯 | 37,920円 |

※給与所得者等とは、❶一定額（55万円）を超える給与収入がある人、❷一定額（65歳未満の場合は60万円、65歳以上の場合は125万円）を超える公的年金等収入があり給与所得がない人です。

**介護保険料**

介護保険料（保険料）は、介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを受けられるように、社会全体で支え合う制度です。

保険料額は、65歳以上（第1号被保険者）の人は、基準額を基に所得段階別に決められています。（表3）40歳から64歳まで（第2号被保険者）の人で、国保に加入している場合は、保険料を国保税の中に含めて世帯主が納めます。また、職場の医療保険制度に加入している人は、医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与に応じて決められ、給与から徴収されます。

各保険料（税）の通知書は7月中旬に送付します。年金から引き落としの人は、8月上旬に送付します。

　詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

■表3　第1号被保険者の介護保険料基準額（下線部が変更点）

各段階の年額＝6,370円（基準月額）×12月×各段階の基準額に対する割合（100円未満切り捨て）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **所得段階** | **対象者** | | **基準額に対する割合** | **保険料**  **年額** |
| 第1段階 | 世帯全員が住民税非課税 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80.9万円以下の人 | 0.285 | 21,700円 |
| 第2段階 | 本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80.9万円を超え120万円以下の人 | 0.485 | 37,000円 |
| 第3段階 | 本人の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える人 | 0.685 | 52,300円 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税 | 本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80.9万円以下の人 | 0.9 | 68,700円 |
| 第5段階  【基準】 | 本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80.9万円を超える人 | 1.0 | 76,400円 |
| 第6段階から第13段階までは対象者、基準額に対する割合、保険料年額に変更はありません | | | | |

**第2次大崎市バイオマス産業都市構想（中間案）への意見を募集します**

問い合わせ　産業商工課地域産業担当　電話23-7091　ファクス23-7578

市は、経済性が確保された持続可能な地域産エネルギーの需要と供給の確立を目指し、「第2次大崎市バイオマス産業都市構想」の策定を進めています。皆さんからの意見を募集します。

■計画の公表方法

❶市ウェブサイトでの閲覧

❷窓口での閲覧

▶市政情報センター（市役所本庁舎1階）

▶市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

▶産業商工課（市役所本庁舎3階北側）

■対象

　市民または市内に通勤・通学している人、市内に事業所を有する個人または法人、本事業に利害を有する人

■意見の提出期間

　7月1日（火曜日）～22日（火曜日）

■意見の書き方

　次の内容を記入してください。また、匿名の問い合わせや電話での意見には応じられません。

❶構想（中間案）に対する意見

❷氏名または事業所名称

➌住所または事業所所在地

❹連絡先（電話番号・Ｅメールアドレス）

■提出方法

❶持参の場合

　月～金曜日（祝日を除く）　８時30分～17時15分　産業商工課または各総合支所地域振興課に持参

❷郵送の場合

　〒989-6188

　古川七日町１番１号

　産業商工課に郵送（7月22日（火曜日）消印有効）

➌ファクスの場合

　産業商工課に送信

❹Ｅメールの場合

　件名を「第2次大崎市バイオマス産業都市構想に対する意見」とし、産業商工課（shoko@city.osaki.miyagi.jp）へ送信

❺応募フォームの場合

　二次元コードを読み取り、市ウェブサイトから意見を入力

※応募フォームの開設期間は、意見の提出期間と同様です。